

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮商工新聞



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



2022 年
(令和 4 年)
9月5日
第1169号

登録すると 消費税の納税義務 が発生します インボイス登録する前に相談を

税務署からインボイス発行事業者登録の案内が届いています。インボイス制度は2023年10月1日開始です。

インボイス制度とは、インボイスに登録した事業者が発行する『適格請求書』を保存しなければ、消費税課税事業者の消費税納税額が増えてしまうという制度です。

「得意先から『インボイスに登録してね』と言われた」という相談が増えています。インボイスに登録すると、これまで消費税の申告・納税の必要が無かった事業者(年間売上1,000万円以下の免税事業者)も消費税の申告・納税をしなければならなくなります(右表を参照)。

年間売上1,000万円超の事業者は消費税課税事業者として毎年の確定申告時に消費税を納めています。消費税課税事業者は、仕入先や下請け先がインボイス登録をして2023年10月から『適格請求書』を発行できるのかどうかを確認しておく必要があります。

年間売上が550万円の場合に発生する消費税納付額※

業 種	納める消費税額
製造業(製造小売業含む)	15万円
一人親方(材料仕入有り)	15万円
一人親方(材料仕入無し)	20万円
飲食店	20万円
イラストレーター	25万円
賃貸業(大家さん)	30万円

※簡易課税制度を選択している場合

事業者同士で牽制・監視させる最悪の制度



インボイスが導入されたら...

お宅は免税事業者なので、取引ができなくなりました

免税業者に課税業者になることを半強制し、課税業者に適格請求書交付を義務付け事務作業を増やすのがインボイス制度です。この制度で得をする業者はひとりもいません。全ての業者に不利益と負担が発生させます。

登録はあわてる必要はありません

2023年10月1日からインボイス登録業者を始めるには、原則2023年3月31日までに登録申請が必要となっていますが、「困難な事情」があれば2023年9月30日まで登録を延長できます。「困難な事情」の中身は問われません。

新型コロナや物価高騰で、中小業者は今までにない厳しい状況におかれています。全ての事業者に増税と事務負担を強いるインボイス制度は中止すべきです。『STOP! インボイス』などのWEB反対署名運動も展開されています。有名漫画家や声優などのクリエイターも続々と反対の声を上げています。ぜひ反対運動に参加してください。あきらめずに声を上げ続け、中止に追い込みましょう。インボイス登録はあわてる必要はありません。



オンライン開催! 参加者募集中! 全国業者青年交流会

日時: 9/18(日)・9/19(月・休日)

内容: 18日14時 講演「消費税減税が日本経済を復活させる」
15時半 パネルディスカッション「～地域のつながりで商売伸ばす～」
19日分科会 9～12時 ①価格の決め方 ②消費税・インボイスの問題点 ③SNSマーケティング ④補助金・助成金活用

《 予 定 表 》

9/13(火) 婦人部会 13:00～
9/18(日) 全国業者青年交流会
9/19(月祝) 全国業者青年交流会



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》インボイス制度に反対する声優の咲野俊介・岡本麻弥・甲斐田裕子の3人が立ち上げたVOICTION(VoiceActorsによるAction)がTwitterで活動中。

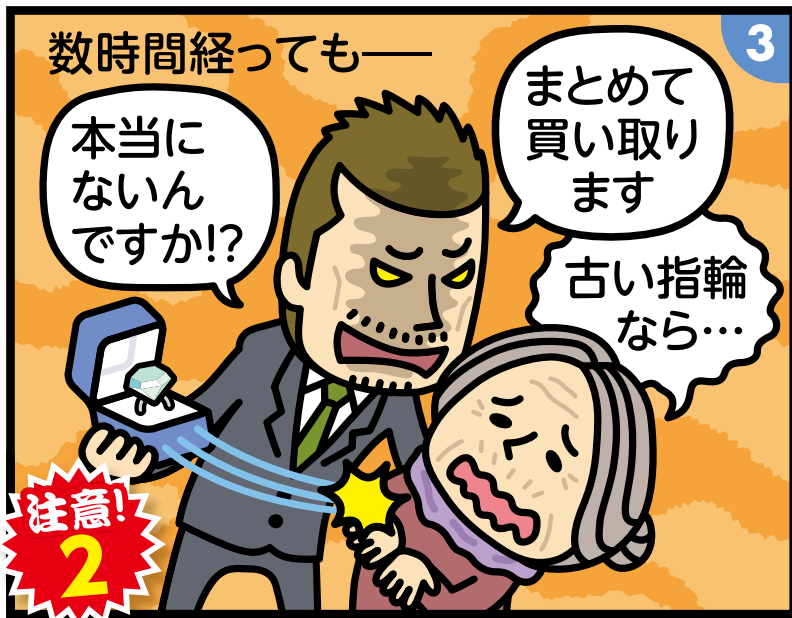
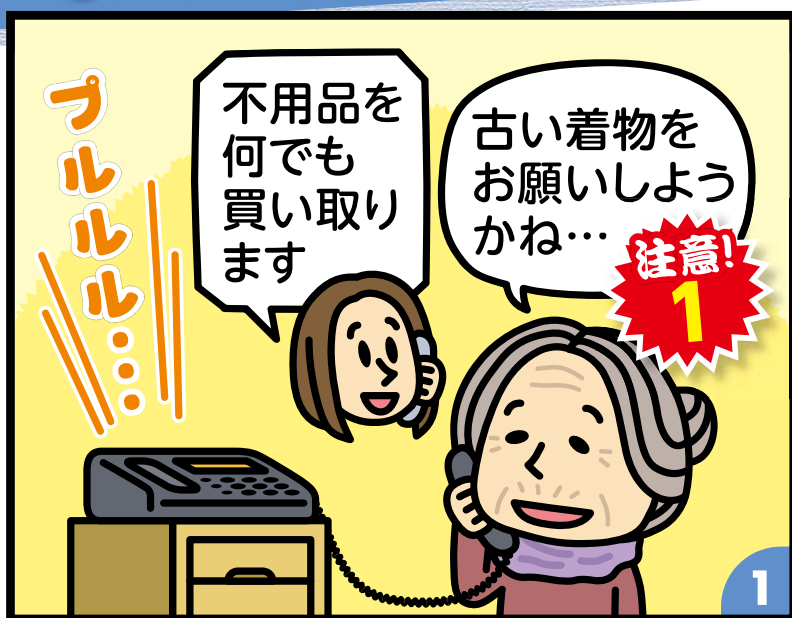
高齢者を守る

お助けかわらばん

その
六

増加しています!

不用品の訪問買い取りトラブル



埼玉県マスコット
「コバトン」

- ❶ 不要な勧誘は断る。訪問を依頼する場合は一人で対応しない。
- ❷ 売りたいもの以外は **見せない! 出さない!**
- ❸ **クーリング・オフ** ができる場合あり!



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

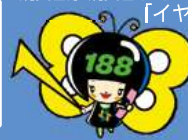
消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

いやや!
TEL 188

おかしいな? 不安だな?
と思ったら
すぐに相談!!

消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター
「イヤヤン」



貴金属
安く買われて
逃げられて

今月の
標語



彩の国
埼玉県

埼玉県県民生活部消費生活課 : TEL 048-830-2935 FAX 048-830-4750